

## 審 査 基 準 整 理 票

処分名	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可		
根拠法令名	宅地造成及び特定盛土等規制法	(条項) 第16条第1項 第35条第1項	
基準法令名	宅地造成及び特定盛土等規制法 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令	(条項) 第13条、第31条 第7条～第18条	
所管部署	都市計画部 開発調整課 指導係・審査係		
標準処理期間	16 日	法定処理期間	日
<p><b>【審査基準】</b> ・文書の名称 ・大津市開発事業に関する基準</p> <p>・掲載図書等 ①大津市盛土規制法許可制度に関する基準 ②大津市ホームページに掲載</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 第4章 許可の基準</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。